

★印:小・中共通実践事項

■生活の心得4か条

1. 場を清める。 2. 時を守る。 3. 礼を正す。 4. 互いに認め合う。

■目指す生徒像

～ 自ら考え行動し、自分で自分を磨くことができる生徒 ～  
島立ちを見据えて、学校や地域の一員として行動に責任を持ち、互いを高め合う中学生を目指そう！！

■共通理解・共通実践事項

1 欠席・遅刻・早退について

- ①★欠席・遅刻の届け出は必ず保護者からとし、生徒本人からは認めない。  
②★突発的な病気やけがでの早退は、生徒本人が担任か養護教諭に届け、どちらかが不在の場合は、副担任や学年の先生に必ず報告してから早退する。  
③★体調不良に関しては、朝の健康観察の時点で担任か副担任に申し出るようにする。

2 登校後の外出について

- ①★登校後の外出は、原則として許可しない。

3 朝の活動について

- ①8時00分までに登校する。 \*バスが遅れた場合は速やかに行動する。  
②8時00分から8時10分までは生徒会が決めた朝の活動に取り組む。

4 職員室や保健室等の出入りについて

- ①入室の際はノックをし、「クラス、名前、該当する先生の名前、用件」をはっきり言い、「失礼します」と言って入室。退室の際は大きな声で「失礼しました。」を言う。  
②机上のものを勝手にとったり、見たり、触ったりしない。机上のものを持っていくときは、近くの先生に一言告げてから持っていく。

5 休み時間について

- ①次の授業の準備時間であることを認識し、移動やトイレを素早く済ませて、1分前から黙想し、指示された学習活動を行い、授業の準備をする。

6 上履きの使用について

- ①★上履き、下履きの区別をきちんと行う。

7 トイレの使用について

- ①★上履きをサンダルにはきかえて使用する。 ②★使用後はきちんとサンダルを揃えたとともに、きちんと手を洗う。

8 清掃について

- ①ジャージまたは体操服に更衣する。 ②★清掃用具は大切に取扱い、後片付けをきちんとする。  
③縦割りでの活動になるので、年少者の良い手本となり、時間いっぱい取り組む。  
④2ヶ月に1回、縦割り班のリーダーを中心に清掃場所を決める。

9 服装について

- ①季節ごとの制服着用期間は下記を目安とする。(★気温や体調によって各自で判断する。)

- ・冬服→中間服 4月半ば～5月初旬
- ・中間服→夏服 5月半ば～ ※6月～冷房使用可
- ・夏服→中間服 9月半ば～10月初旬
- ・中間服→冬服 11月半ば～ ※12月～暖房使用可

- ②制服には左胸ポケットにネームを縫いつけ、または、クリップで留める。

- ③靴下は白を基調(ワンポイント可/足裏色つき可)とし、くるぶしが隠れる長さとする。女子の冬服に限り黒のタイツ可(体育の授業での着用は不可)。

- ④靴は白一色の紐付き運動靴とする。部活用シューズは部活のみで使用する。

- ⑤制服の中に着るインナーについて(防寒着は12を参照)

- ・白を原則とするが、女子のインナーについてはその限りではない。(黒・紺・茶・グレーなど、派手でないもの)
- ・体育服をインナーとして使用しない。

- ⑥★ミサンガやネックレスなど、装飾類は着用しない。

- ⑦制服の型によること

【学生服上衣・学生ズボン】

- ・規定のボタンがそろっていること。
- ・ベルトは黒のものを使用し、きちんと締める。
- ・中着は、白カッターシャツを着用する。(防寒着は12を参照)

【セーラー服・スカート・リボン】

- ・スカート丈は、ひざが隠れる程度とする。

10 体育服、ジャージのへ更衣について

- ①登下校、更衣の必要のない授業や活動は原則、制服とする。→ 部活後の下校はそのままでもよい

- ②体操服・ジャージの着用について

- ・体育的な活動、畑での活動、各教科の指示において着用する。
- ・午後は清掃に備えて昼食後に更衣を済ませておく。
- ・4校時に更衣をした際、そのまま給食準備に取りかかってよい。ただし、衛生上、汗や汚れをよく取り除いてから白衣を着ること。
- ・1時間で制服に更衣をしなければならない場合は、ジャージで授業を受けてもよい。

## 11 所持品について

- ①★授業で使わないものは持ってこない。
- ②★必要以外の金銭は持ってこない。集金等を持ってきた場合は朝の会で担任に渡す。
- ③★自分の所持品には記名をしておく。
- ④指定のリュックカバン、および、必要に応じて補助バッグを使用する。
- ⑤★ハサミ以外の刃物(カッターや小刀など)は持って来ない。
- ⑥タオルを首にかけたり、歩きながら振り回したりしない。きれいに折りたたんで持ち歩く。集会活動はタオルを持ち込まない。
- ⑦所持品の貸し借りはしない。
- ⑧日焼け止めや制汗剤・リップクリームやハンドクリームの使用については、以下の条件で認める。  
＜日焼け止め、制汗剤(汗拭きシートを含む)の使用について＞
  - (1)無香料であること。
  - (2)ゴミの処分は家で行う。(個人で管理をしっかりとる)
  - (3)貸し借りをしない。
  - (4)他人の物を勝手に使わない。
  - (5)休み時間や休憩時間に使用する。  
(授業や部活動の練習の妨げになるような使用はしない)

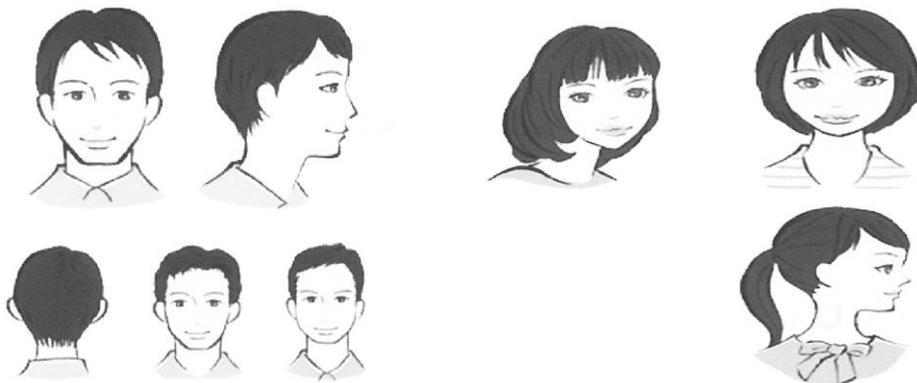
## 12 防寒着・防寒具について(着用の時期は12月～3月を基本とし、気温や体調に合わせて自分で判断する)

- ①手袋は登下校時に使用してもよい。ただし、派手な装飾のないものとする。
- ②★カイロは使用してよいが、外には出さないこと。また、家庭で処分すること。
- ③ネックウォーマー、マフラーは着用してよい。ただし派手な装飾のないものとする。
- ④★制服下のセーター、トレーナーは、単色で黒・紺・茶・グレーとする。※柄ものは着用しない。
- ⑤制服から出るような丈のものを着用しない。

## 13 髪型・爪・眉等について

- ①社会の中に出ても恥ずかしくなく、学校生活に差し支えない髪型にする。
  - ・目・肩より髪が長い場合は運動や勉強の妨げにならないように結んだりピンでとめたりする。
  - ・ゴムやピンの色は黒、紺、茶とする。
- ②保健衛生的であるように、また、自己管理ができる髪型にする。
  - ・整髪料、染髪、脱色などをしない。
  - ・パーマ、ストレートパーマなどをしない。
  - ・眉を加工しない、させない。(理髪店には、校則違反であることを最初に伝える。)
  - ・爪は清潔にしておく。伸ばさない。加工しない。

(ふさわしい例)



## 14 登下校について

- ・片側地区は徒歩、それ以外はバスでの通学とする。
- ※事情があってバスに乗車できない際は学校に連絡する。

## 15 帰宅時刻について

- ・4月～9月 18時
- ・10月～3月 17時